

大津市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 議事録

1. 会議の名称 令和5年度第4回大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2. 開催日時 令和5年11月14日（火）午前10時00分から午前11時40分まで
3. 場 所 本館4階 第3委員会室
4. 出席者 8名（11名中）
江隅委員、大野委員、川端（一平）委員、酒井委員、仲野委員、八田委員、
福本委員、村田委員
5. 欠席者 3名（11名中）
奥村委員、川端（美保子）委員、浜本委員
6. 傍聴者 1名
7. 事務局 （18名）
小野健康保険部長、松邨健康保険部次長、西本長寿政策課長、川端長寿政策課
課長補佐、大伴長寿政策課係長、杉本長寿政策課係長、酒井長寿政策課地域包
括ケア推進室副参事、古川介護保険課長、野田介護保険課課長補佐、佐々江介
護保険課副参事、星田介護保険課主幹、池西介護保険課係長、白川長寿施設課
長、白井長寿施設課課長補佐、石居長寿施設課係長、井上介護人材確保対策室
長、荒木地域医療政策課長、高田地域医療政策課副参事
8. 議 事 第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画原案について

9. 会議結果（要旨）

第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画原案について

- ・資料1「第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」及び資料2「第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 修正・検討内容一覧」について事務局より説明。

（質疑応答）

<委員>

各ブロックの現状と課題について、現状は調査を踏まえて書かれているが課題については現状と対比せずに各ブロックの課題として書いているのか。対比しているものもあるし、対比していないものもあるように思うが、どうか。

<事務局>

左の現状の前段については介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をもとに分析したものになり、下段は地域活動よりとしてそれぞれが活動している中で感じている現状を書いている。そして、その両方から出てくる課題を右に書いている。

<委員>

現状に対して重複して関連するものもあると思ったが、ないものもあると思ってよいか。

<事務局>

基本的には現状の組み合わせからの課題を出しているが、次の「重点的な取組」など現状から出てきにくいものもあって、そこにつなげるための課題としてあげている部分もあるかと思う。

<委員>

各ブロックの課題（案）を表にまとめさせていただいた（別途当日配布資料）が、

- ① 各ブロックで課題項目の順番がバラバラで読みにくい。
- ② 共通課題と言える課題と、各ブロックの特性に応じた課題を分けて書くほうが良い。
- ③ 地域特性に基づく課題もあるが、どちらかと言えば各包括支援センタースタッフの得意、不得意分野が課題として出ているのではないかと言う感想を持った。このブロックでは「こういうことに取り組みたい」という表現・書き方がより訴求効果があるのではないかと思う。

<事務局>

- ① 課題の順番については、再度見直し、修正する。
- ② 共通課題については前段の「1. あんしん長寿相談所の機能強化」で記載し、これと別にブロック別の課題を記載しているつもりだが、不十分なものもあるので、再度検討する。
- ③ 再度「現状と課題」を分析し、スタッフの得意、不得意に左右されない内容にするのか、各ブロックにおいて取り組みたいことを示すのか、書き方を検討する。

<委員>

- ① 5頁の「4. 介護保険制度改正の概要」で、【その他の主な改正事項】では「期待されている」等の受動態の表現が多く、主体が不明確だ。
- ② 106頁では「免許を返納」、110頁では「運転免許返納」と書かれているが表現としておかしい。111頁の「運転免許証を返納」が正しい表現だと思う。
- ③ 107頁の「商店や地区組織、住民等と連携してサロンと連動した移動販売の実施等、買い物支援の新たな方法を検討します。」は、わかりにくい。「商店や地区組織、住民等がサロンを介して連動した移動販売の実施等、買い物支援」かなとも思ったが、これも今一つだ。組織と人が連携するのも違和感のある表現であり、再考してほしい。
- ④ 同じく107頁の「高齢者の集える場であるサロン」は「高齢者が集うサロン」ではないか。
- ⑤ 全般的に言えることだが、「更に」、「又」という文言が見られるが、「さらに」、「また」のほ

うが良いのではないか。

<事務局>

- ① 制度改正については、まだ「予定」の内容だが、表現の修正が必要なら修正する。
- ⑤ 内部検討の過程で表現が混じったかもしれないので、確認する。

<事務局>

- ②～④のご指摘については、表現を見直す。

<委員>

- ① 102 頁の（４）で、「２段落目、「介護離職防止に向けては、仕事と介護等の両立ができるワーク・ライフ・バランスの促進を図るため、事業所内に公正採用選考・人権啓発担当者を設置している市内事業者向け研修会を開催する他市内事業所向けのセミナーを開催する…」とあるが、わかりにくい。
- ② 115 頁の【地域課題からの重点的な取組】の１つ目に、「困った高齢者」とあるが、何に困っている高齢者なのか、補足するべきだ。

<事務局>

- ① 確認し、見直す。
- ② 見直す。

<委員>

149 頁の「次期計画」は「10 期」など数字的に言わないのか。

<事務局>

「おおつ保健医療プラン 2019」は来年度・令和 6 年度に計画期間が満了となる。第 4 期ということになるが、正式な名称が明らかになっていないので、ここでは「次期計画」としている。

<委員>

47 頁の「⑦認知症本人からの発信への支援」で「年 6 回程度」と記載されているが、「程度」は要らないのではと思った。

<事務局>

「年 6 回程度」とした意図については、もともと毎月開催だったが、夏場の暑いときは中止にしたり、新型コロナウイルス感染症の影響で中止にしたりして年 6 回になった経緯がある。わかりにくいというご指摘であり、「程度」は削除するよう考えていく。

<委員>

88 頁で「ケアプランの点検」の「住宅改修の現地確認等実態調査の実施」について、現状 45 件で目標も 45 件で増えないということだが、150 頁の「居宅サービスの受給者数」では第 8 期より第 9 期で増加を見込んでいるし、関連して福祉用具についても増加を見込んでいる。ケアプラン点検でもサンプル数として増えていってしかるべきだと思うが、どうか。

<事務局>

住宅改修や福祉用具の利用件数は増えていくと見込んでいるが、事前の審査や事後の完了時の調査は全件実施している。そのうえで住宅改修の現地確認等実態調査として、完了時の報告の写真どおりであるかを 45 件ほど現地で確認しているところだ。利用者数が増えるのでサンプル数を増やすということではなく、事後の確認として実施するものだ。

<委 員>

87 頁の基本目標 4 の目標のうち「シニア向け健康トレーニング教室」80 件、「介護予防フィットネス講座」80 件というのはどういう根拠であげられているのか。令和 4 年度の実績はなくて、令和 8 年度は 80 件というのはどういうところから来ているのか、教えてほしい。

<事務局>

これについては、単位が「健康状態の維持・向上につながった人の割合(%)」となっているように、今後の変化を評価していくという意味で、令和 4 年度はなく、目標としての割合を示している。評価をどのようにするのかについては、ここで明確になっていないので、検討していく。

<委 員>

80 件⇒80%は了解した。では何に対しての 80%なのか？わかりにくいと思う。

<事務局>

トレーニング教室を受けた参加者に対して 80%という形になる。

<委 員>

令和 4 年度は参加者がなかったということか。ほかにもなぜ 100%を目指さないのか、というものもある。高すぎるのは目指しづらいから低くするという考え方もあると思う。割合として示されている数値は私も気になっている。

<委 員>

86 頁にもあって、「ACP 普及状況」についても 36%という数値があがっているが、この根拠はなにか。

<事務局>

「ACP 普及状況」については新たに指標を開発したので、令和 4 年度は測定していないことから「-」になっている。令和 8 年度の 36%は、まだ開発されていない指標の目標として何が適切かを検討する中で、滋賀県がこの ACP について先行して記載しており、まずは滋賀県と同等をめざすべきと判断し 36%を目標にすることとした。

<事務局>

87 頁の教室関連の目標設定については、現在も実施している教室だが、これまでの計画では開催回数や参加者数を目標に掲げることが多かった。第 9 期計画ではそうではなく成果をあげていくべきだろうということで、令和 8 年度には教室参加者が目標としているところにどれくらい到達されたのかという評価をしたいということだ。80%という目標設定の根拠については、教室に来られる前からいろいろな介護予防の取組をされている中で関心が高く教室に来られたという方も一定おられる。この教室に来られて初めてこれから介護予防をやっていくんだという方ばかりではないので、このような目標設定となっている。

<委 員>

関連して 86 頁の基本目標 1 の 2 の「入退院支援ルールの運用」は目標値が同じか、少し上がっているだけだ。重要なことなので、なぜ 100%を目指さないのか。現状これ以上は無理という判断なのか、そのあたりを教えてほしい。

<事務局>

「入退院支援ルールの運用」についてはこれまで 100%を目指して取り組んできたが、100%にはなかなか到達しない。人の異動などで初めて対応するなど、スムーズにいかないことがあるのが現実なので、100%は現実的でない。次の目標として何をめざすべきかを考え、過去の実績でその最高水準を設定し、それを上回れるよう取り組もうと考え、目標設定をしている。

<委 員>

実際のところ初めて訪問した時点で、既に入退院されていて医療連携できなかった事例があり、100%達成は難しく「100%達成は現実的でない」ことはわかるが、これはケアマネジャーの実績を目標として挙げているだけであって、市のゴールドプランの目標とは異質な感じがする。この点についてどのような意識で皆さん考えておられるのか。これはケアマネジャーの頑張りであって市の目標ではないので、パブリックコメントで意見があがってきそうだと少し違和感をもった。

<事務局>

市としてケアマネジャーと病院の入退院担当者との意見交換会を今年度も実施するが、ケアマネジャーも参加していただき、こういう情報がほしいということや課題の共有や、次にどういう対応をしたらよいか、といった研修会を実施する。多くのケアマネジャーに参加いただいているが、例えば1人のケアマネジャーで事業所を運営していたりすると、研修会などへの出席が難しく情報が伝わりにくいということもある。委員の御指摘のようにケアマネジャーの運用次第ということもあるが、我々としてはできるだけそれを高めたいという趣旨で意見交換会を開催している。病院としてどういう形で情報を出したらよいか、意見交換会などを通じてうまく連携できるようになれば良いと取り組んでいる。

<委 員>

今、言われたように12月8日に情報交換会が開催されるので、参加させていただく。今おっしゃっていただいたことをケアマネジャーにも伝えていただくことが大事だ。よろしくお願いします。

<委 員>

「入退院支援ルールの運用」の目標値の分母は何か、わからないが、ここまでの率があるのかと感じた。

<事務局>

毎年ケアマネジャーにアンケートしている中の、ひと月分の入退院支援情報の数でこの数値を入れている。例えば一泊だけの検査入院などで互いに「不要です」という記載があるものについては、抜いている。退院時の情報のあり方は課題でもあるので、数値だけではなく、より良い情報共有の仕方に向けて市として取組を進めたいと考えている。

<委 員>

地域包括支援センターの休日相談の運用についてだが、71頁の「(5) 家族介護者への支援」に「働いている家族介護者への支援として、あんしん長寿相談所において、休日相談を実施しました。」と記載されている。関連して101頁にあんしん長寿相談所の一覧があってチーム数が削除されるのはなぜかと気になった。

あんしん長寿相談所の職員から、休日相談の件数がないということと、あんしん長寿相談所の認知度、PR不足を公的な研修の場でお聞きした。また、各包括支援センターの人員不足についても聞いていて、瀬田第三包括支援センターが今年度中に開設できなかったことも含めて、人材不足の中で今後休日相談の継続の必要があるのか、第9期計画の中でもう少し詰めていただく必要があるかと思う。

<事務局>

休日相談については、休日に開いているところがあるということでご家族の安心を得られるということが全国の調査結果でもあるので、休日でも相談できるとして開設している。事前の予約制になっているので、現状では1件もないというところは少なくなっているし、包括支援センターの方から働いている方などをこの相談につなげたりして、休日相談を活用している状況にある。まだ包括支援センターの認知度が低いということもあるので、あんしん長寿相談所だよりなどを活用して今後ますます周知をしながら、家族介護支援の一環として継続したいと思っている。包括支援センターのチーム数を記載するのをやめたのは、高齢者人口が3000人から6000人に対し

て原則1チームとなっていて、6000人を超えると委託の場合、加配の専門職を置いて4名体制でやっているところがある。そうするとチーム数を表現しづらいこともあって、削除している。確かに人材不足は課題になっていて、どうしていくかについては検討していきたいと思っている。

<委員>

PR不足は否めない部分があって、ヤングケアラーの話も出てくるが、若い世代は「あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）」を知らない方が多い。介護離職問題においても、休日相談は必要だがPRが不足している。さらにPRが必要だ。

<事務局>

追加の説明になるが、元々産業部ではワーク・ライフ・バランスセミナーとして市内各事業所の人権啓発担当者などを集めて研修会等をしているところだ。102頁に「その他市内事業所向けのセミナーを開催する」と記載している部分についてだが、働いておられる職場に我々が出向いて親の介護についてどのような相談窓口があるのか、どういったところでサービスを使えるのか、サービスを使うにはどういう手順を踏んでいくのかなど、説明するというのを昨年度実施した。その中で、例えば土日に市民センターで介護相談をしたら来られますかと伺うと、たちまちは今困っていない、先々そうなるかもしれないが、今すぐ切羽詰まった状況ではないので、わざわざ土日に予約を取って市民センターに相談に行くかな、という声もお聞きしている。切羽詰まった状況になれば、あんしん長寿相談所へ相談に来られるだろうと思うが、先々そうなるかもしれないがたちまちは今困っていないという方に対しては、我々の方から事業所へ出向くことにより、休日相談も合わせてこちらからのプッシュ型の介護離職防止の取組をしていきたいと考えている。

<委員>

PR不足の話が出ている。地域の情報は基本的には民生委員が把握をして、地域包括センターに協力して行うのが、一番手取り早い方法だとは思っているが、各委員の状況もあって、きちんとできているかどうか、心もとないところもある。情報の行き来が一部滞るところもあって、個人情報にもなるので公にできないところもあるかと思うが、その辺が問題だと思っている。情報の伝達として一番確実なのは紙媒体だと思っているが、配布するとなると自治会組織を使って配るといったような方法になってしまう。それ以外にも民生委員で作っている広報紙があるが、それを配布するとなるとかなりの経費と労力がかかる。一人の民生委員が担当しているのが200件～300件以上となるので、かなりの負担になる。各民生委員から包括支援センターに連絡を取ってお繋ぎをするという対応はしているが、目に見える効果があがっていないのが現状だと思う。今後は民生委員としてそういったことを解消できるように努めていきたいと考えている。

<委員>

102頁の「(4) 家族介護者への支援・介護離職防止に向けた取組」に「複雑で多問題を抱える家庭やヤングケアラー、ダブルケア等の支援については、障害分野や児童福祉分野、教育機関等と連携して対応する」と記載されているが、学校で福祉学習をどのような形でどのくらいしているのか。その内容を具体的に盛り込めないか。

<事務局>

102頁で「教育機関等と連携して」とあるのは、各包括支援センターにおいて個々の対応において連携を図っていききたいということで記載している。教育機関の教育の内容まで現状把握していないので、その辺も含めて把握しながら連携を図っていく必要はあると思っている。今回の記載についてはその辺が明確にされていないので、検討させていただきたいと思う。

<委員>

これまで学校での福祉教育を連携してやっているという例はないのか。どのように学校での福祉教育をやっているのか、気になっている。

<事務局>

私の方でお答えできる範囲でお答えすると、介護人材の確保という観点で、昨年度から実施している中学校への学校向けの出前講座という事業があって、趣旨としてはできるだけ若いうちから介護に興味を持ってもらい、介護にふれてもらうということで、実際介護現場で働く人に講師として来ていただいて、実技の体験や現状を話してもらっている。社会福祉協議会の施設連絡会に協力いただいて実施している。昨年度は2校モデル的に実施し、今年度はすでに実施したところも含めて4校を予定している。だんだん増えていけばと思っている。各学校も福祉教育に大変関心が高く、私たちがお話する前に、学校からいろいろな団体などに声掛けをされて福祉学習に独自に取り組んでいるという実例があった。学校向け出前講座を実施させてもらうと学校通信などで保護者に案内いただいたりして、生徒だけでなく大変広がっているというところがある。学校でも福祉教育に関心が高いし、私どもとしても重要な取組として出前講座を通して福祉学習を進めたいと考えている。

<委員>

私も私立高等学校で教職についていたが、幼稚園、保育園児くらいまでと、高齢者施設へ生徒を体験学習に行かせるということを以前からやっていた。中学校あたりはそういうことをしていたと思う。新型コロナウイルスのために中断して、これから再会するのか定かではないが、学校としては福祉について興味を持って、総合的な学習の時間もあったので、その一環として、どの学校も取り組んでいたと思う。

<委員>

特別養護老人ホームでも、幼稚園、小学生、中学生、高校生が以前はよく実習に1週間とか来られていたが、コロナ禍のなかでそういう研修がなくなってしまったのが現状だ。学生に介護の仕事が素晴らしいものだと思わせる意味もあって、学校からの研修もこれから積極的に進められたらなと思っている。

<委員>

良い話だと思うし、2校が4校になったということもあるので、福祉教育についても目標値を示した方が良いのではないかと。関連して115頁にその他の主な取組として「認知症についてや相談窓口について幅広い世代に知ってもらえるよう、児童クラブや寺子屋等の若い世代が集まる場で周知します。子ども向けには紙芝居等で認知症について知ってもらい、それを通じて関係機関や親世代にも知ってもらう機会を作ります」と非常に良いことが記載されている。だから目標値として掲げて良いのではないかと。ただ、この「寺子屋」という表現は、どこが主体の取り組みを指すのかわからなかった。学区社協がやっている取組の中の「寺子屋プロジェクト」を指しているのか？わかりにくい。

<事務局>

学校向けの出前講座については、142頁に「①「介護の仕事」や「介護職」の社会的な重要性や魅力を発信する取組の推進」と記載していることに基づき実施するものだが、一番良いと考えている点は教育委員会と連携して取り組んでいるというところである。教育委員会の学校教育課と連携して、教育課程のなかで実施してもらうことで、継続的な実施につながる。校長会、家庭科の教科担当教諭の研修会などでも説明させていただいているが、学校側の事情もあり、受け入れにくいところもある。こういった事情もあり、私どものほうで何校実施したい、例えば半数実施したいと申し上げると、教育委員会としては困る点もある。私どもとしては十分連携しながら事業を実施していきたいし、将来的には半数、あるいは全校実施を目指してやっていきたいと思っているが、数値目標として挙げることについては私どもが主体的に決めたいところがあり、計画の中で目標数値を掲げるところ点については控えさせていただきたいと考えている。

<事務局>

「寺子屋」については、確認して、わかる形で修正する。ヤングケアラーについては、子ども部

門を中心に研修等に取り組んでいる。記載できる部分があれば書き込んでいくが、数値目標はむずかしい。

<委 員>

141 頁の「(5) ボランティア活動への支援」だが、2 行だけの記載であり、心もとない。社協との関係など追記できないか。

<事務局>

確認し、記載できるところは追記を検討させていただく。

<委 員>

ボランティア活動については、防災関係のことも重要だし、記載するべきだ。

<事務局>

その点も含めて、検討させていただく。

<委 員>

144 頁の認知症対応型デイだが、長らく整備目標をあげている中で、現状事業所としては稼働率が低い。7 ブロック全部に整備がされていることと、このような受け皿があるということ、95 頁の「第 2 章 認知症の人や家族が安心して生活できるまち」で啓発のところに入れたらどうかと思う。

<事務局>

認知症対応型デイについては私ども毎年整備計画を立てて公募しているが、なかなか応募いただけない事業である。認知症対応型デイは非常に専門的なケアをされ、安心して通所できるのだが、通常のデイでも 3 割から多いところでは 4 割の方が認知症の方だと聞いている。以前に比べて介護スタッフの方にも認知症に関する理解が深まってきたこともあり、抵抗なく受け入れていただいているというところがある。通常のデイを選択する方も多いという現実はあるが、私どもとしては認知症施策は重点施策の一つなので、引き続き整備を進めていくという姿勢であるし、ひいてはそれが啓発にも繋がれば良いなと考えている。

<委 員>

158 頁の「(2) 取組方針及び目標 ② ケアプランの点検」で、「資の向上」は「質の向上」ではないか。

<事務局>

訂正する。

<委 員>

141 頁の「(6) 生きがいつくりの場の提供」だが、老人福祉センターに関する記載があっさりしている。もっと具体的に書けないか。

<事務局>

老人福祉センターについては、年に 1 施設ずつ運動機器の設置など介護予防等につながる機能充実を図っていく予定であり、また、愛称募集も予定している。ご意見を踏まえて、もう少し追記する内容を検討する。

<会 長>

ほかにご意見がなければ、以上で終了とさせていただく。

4. 事務連絡

- ・パブリックコメントの実施について
- ・第5回開催予定日 令和6年1月23日（火）午後

5. 閉会